

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 名称 第二シューパロ鳥獣保護区
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

JR石勝線新夕張駅から北東に約12kmに所在する大夕張ダムの北側のダム湖及び当該ダム湖東側に位置し、ミズナラ、カンバ類、シナノキの広葉樹を主体としてトドマツの針葉樹が混交している針広混交林であり、全域が国有林野の標高200mから587mまでの山岳地である。また、富良野芦別道立自然公園区域にも含まれている。

アカゲラ、シジウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 2(1) 名称 赤川鳥獣保護区
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

JR函館本線峰延駅から北西約20kmに位置し、トドマツ、シナノキ、カンバ類の針広混交林からなる、標高25mから305m前後までの丘陵地である。

大部分が天然林で、トドマツとカラマツの人工林が介在する林相の変化に富んだ優れた森林で、ヤマゲラ、シジウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

目次

告 示

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………（循環型社会推進課） 47
○令和8年度鳥獣保護区の更新……………（野生動物対策課） 47
○令和8年度鳥獣保護区特別保護地区の指定……………（野生動物対策課） 54
○令和8年度特定猟具使用禁止区域の指定……………（野生動物対策課） 57
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 57
○土地改良区の連携管理保全計画の認可……………（農業施設管理課） 57

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 58

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 59

告 示

北海道告示第429号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和8年9月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1 形質変更時要届出区域 苫小牧市字植苗170番5の一部（次の図のとおり）
2 特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第430号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新した。

令和8年9月25日

- 3(1) 名 称 惣顔真布鳥獣保護区
- (2) 区 域 次の図のとおり
- (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
JR根室本線芦別駅から南に約17kmに位置し、トドマツを主体とした針葉樹と、シナノキ、イタヤカエデ、ミズナラ等の広葉樹が混交している天然性の針広混交林で、標高400mから831m前後までの山岳地である。
林相の変化に富む優れた天然林で、クマゲラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。
現在の存続期間の満了にあたり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 4(1) 名 称 幌岡鳥獣保護区
- (2) 区 域 次の図のとおり
- (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
JR根室本線赤平駅の北北東6kmから8kmまでに位置し、大部分がミズナラ、イタヤカエデ、シナノキ等を中心とした広葉樹で、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混合している天然性の針広混合林からなる、標高240mから612m前後までの丘陵地である。
林相の変化に富む優れた天然林であり、区域内に湿原も含む。また、アカゲラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定している。
現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり

- 5(1) 名 称 円山・藻岩鳥獣保護区
- (2) 区 域 次の図のとおり
- (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
JR札幌駅の南西約3.8kmから5.8kmまでに位置する円山（標高226m）及び藻岩山（標高530m）を中心とする国有林内で、両地域には住宅密集地が隣接しており、地域住民の憩いの場となっている。また、両山頂までは登山道が整備され、多くの人に利用されている。
国指定天然記念物として古くから原生のまま保護されてきた森林であり、樹齢150年を超えるカツラやシナノキ等が生い茂り、エゾライチョウ、カッコー等の森林性鳥獣の生息環境として好適であるため、当初林野庁により鳥獣保護区として指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。
現在の存続期間満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
- ウ 管理方針
次のとおり
- 6(1) 名 称 支笏湖鳥獣保護区
- (2) 区 域 次の図のとおり
- (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針
- ア 鳥獣保護区の指定区分
大規模生息地
- イ 鳥獣保護区の指定目的
北海道千歳市西端の低山帯に位置し、標高約200mから約1,300mまでの標高差を有する支笏カルデラを中心とした一帯にある。標高250mの支笏湖周辺には、トドマツ、エゾマツ等の針葉樹及びミズナラ、シナノキ等の広葉樹が混在する針広混交林並びにミズナラ、ハンノキ等からなる広葉樹林が広がるほか、標高500m付近のカルデラの稜線部には、ダケカンバ群落が広がる等、多様な森林帯が存在する。
このような自然環境から鳥類では、オジロワシ、オオワシ、オオタカ、ハヤブサ、クマゲラ等の希少種の生息が確認されている。また、冬期に湖面が凍結しない支笏湖には、スズガモ、キンクロハジロ等の水鳥も飛来する。ほ乳類では、絶滅の恐れのある地域個体群である「石狩西部のエゾヒグマ」等の生息が確認されていることか

ら、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に道指定鳥獣保護区に移管）。

このように当該区域は多様な鳥獣の休息地及び採餌の場として利用されていることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、現在の存続期間満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

7(1) 名 称 発足鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

共和町役場の北方向約6kmに位置し、トドマツ、カンバ、ミズナラ、イタヤ、シナ等の針広混交林とトドマツ、カラマツの人工林であり、全域が国有林野である。

良好な林相を反映し、アカゲラやエゾリス等、森林性の野生鳥獣の生息環境として良好であることから、昭和61年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

8(1) 名 称 余市鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

余市町役場から南西約10kmに位置し、トドマツ、カンバ、ミズナラ、イタヤ、セン、シナ等の針広混交林であり、全域が国有林野である。

アカゲラ、ゴジュウカラ等の森林性の野生鳥獣の生息環境として良好であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和61年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

9(1) 名 称 登別鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

JR登別駅の北西約8kmに位置する国有林野であり、区域の北部に橘湖が所在する。標高30mから500mまでの林野で、地域内には橘湖があり、地域は一部急傾斜地があるが、おおむね中傾斜地であり、水利に恵まれている。

林相は、カバ類、ミズナラ、センノキ、シナノキ等を主とする天然林とトドマツ、カラマツの人工林とが混交する。下層にはノブドウ、フキ、ノギク、ハンゴンソウ、ツタウルシ、シダ類が多く見受けられ、森林の環境は良好である。

良好な林相を反映し、エゾライチョウ、クマゲラ、カッコー等の森林性の鳥獣が多数生息しているため、全域が支笏洞爺国立公園に含まれる。当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

10(1) 名 称 観音山鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

様似町役場から西約1.7kmに位置し、天然広葉樹が主で、カタクリの群生地としても知られており、その他にも春から秋にかけて様々な植物が生育する。また、住民の自然観察の場として親しまれていることから、昭和61年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針 次のとおり 11(1) 名 称 白神鳥獣保護区 (2) 区 域 次の図のとおり (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 白神岬の大部分を占め、ブナ、ミズナラ等からなる天然林を主体とした、クロマツ造林地を含む針広混交林であり、主に道有林及び民有林で構成されている。区域内に松前矢越道立自然公園区域を含んでいる。 アカゲラ、フクロウ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であるほか、渡り鳥の通過要衝地となっており、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 12(1) 名 称 奥尻鳥獣保護区 (2) 区 域 次の図のとおり (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 奥尻島の中央部に位置しており、一部が点在し、ミズナラを主体として、カンバ類、シナノキ、トドマツ、カラマツ等からなる天然性の針広混交林であり、全域が国有林野である。また、全域が檜山道立自然公園にも含まれる アカゲラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適で、また、特に野鳥の渡りの主要通過地になっていることから、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に道指定鳥獣保護区に移管）。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針	次のとおり 13(1) 名 称 美利河鳥獣保護区 (2) 区 域 次の図のとおり (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 今金町ピリカダムから北東約6kmに位置し、トドマツを主体として、ブナ、ダケカンバ等からなる天然性の針広混交林であり、ほぼ全域が国有林野である。 エゾライチョウ、ヤマゲラ等の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和61年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 14(1) 名 称 北檜山鳥獣保護区 (2) 区 域 次の図のとおり (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針 ア 鳥獣保護区の指定区分 身近な鳥獣生息地 イ 鳥獣保護区の指定目的 せたな町北桧山区市街地近郊のスギ、カラマツの人工林及びブナ、カシワ等の天然林が混在する森林で、ヤマゲラ、アカゲラ等の鳥獣が生息している。また本地域は、地域住民の自然観察の場として親しまれており、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定している。 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣保護区の指定を更新する。 ウ 管理方針 次のとおり 15(1) 名 称 ニニウ鳥獣保護区 (2) 区 域 次の図のとおり (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間） (4) 保護に関する指針
---	--

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ナラ、ニレ、カツラ、シナノキ等の高木が生育し、小川が流れる湿地帯にはドロノキ、ヤチダモ等の広葉樹に覆われており、鳥獣の生息環境に適した地域であるため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

16(1) 名 称 大雪原生林鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

石北峠の西北西約4kmで大雪湖に注ぐ石狩川水系ルベシナイ川等の源流付近標高約800mから1100mまでの区域であり、全域が大雪山国立公園に含まれる。

エゾマツ、アカエゾマツ、トドマツ等の大径木の針葉樹を主として、カンバ類、ハンノキ等の混交した森林地帯で自然環境は良好で、カッコウ、アカハラ等の森林性鳥獣の生息に適しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

17(1) 名 称 西風連鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トーフトナイ沢の上流部で幌加内町行政区域界との境界線に接した森林で、林相

はトドマツの人工林が3分の2近くを占め、天然林はシナノキ、ダケカンバ、ミズナラ、ハリギリ、トドマツの中径木を主体とする針広混交林である。

地形は緩斜地で溪流も多く、カッコウ、ツツドリ及びアカゲラ等の森林性の鳥獣の生育に適しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

18(1) 名 称 中川鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

音威子府村行政区域界との境界線に接し、オカホナイ沢に沿った地域で、シナノキ、ダケカンバ、ヤチダモ、トドマツが主の針広混交林で、溪流が多く入り組み、複雑な地形をなしており、エゾライチョウ、アカゲラ及びシジユウカラ等の森林性鳥獣の生息環境に適した地域であるため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

19(1) 名 称 ふどう鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

剣淵川沿いにある都市公園で、森林の中にスポーツ施設、キャンプ場、博物館が整備され、市民に親しまれている地域であり、緩傾斜地で、カンバ類、イタヤカエデ、トドマツの中径木主体の針広混交林であり、鳥獣の生息環境に適した地域である

ため、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新し、鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや環境教育の場を確保する。

ウ 管理方針

次のとおり

20(1) 名 称 北大天塩研究林鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ等の針広混交林からなる、夏季と冬季の寒暖差が激しい標高50mから180mまでの丘陵地である。

林相の変化に富む優れた天然林であり、ウグイス、ヒガラ、シジュウカラ等の森林性鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初、林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

21(1) 名 称 オホーツクの森鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

標高400m以下の緩やかな地形の里山で、林内は西側斜面がトドマツ等の人工林、東側斜面が針広混交の天然林となっている。

エゾライチョウやタヌキをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

22(1) 名 称 藻琴山鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

屈斜路カルデラの外輪山を形成している藻琴山（標高999.7m）の北斜面で、林相はトドマツ等の天然林を主とした針広混交林であり、区域の9割が阿寒摩周国立公園に含まれる。

エゾライチョウやタヌキをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

23(1) 名 称 斜里岳鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

斜里岳西麓に位置し、海拔100mから300mまでの傾斜地で、約30%がトドマツ等の人工林であるほかは広葉樹を主とした針広混交林である。

エゾライチョウやタヌキをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

24(1) 名 称 斜里鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

斜里町市街地から東側に延びる海岸砂丘地で、海岸側の砂丘上は、ハマナス、エゾスカシユリ等により原生花園景観を呈し、内陸側はカシワ、ミズナラ等の自然林となっている。

ヤマシギやタヌキをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

25(1) 名 称 新得山鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

上川郡新得町字新得に所在し、新得町市街地から北西約0.8kmに位置する。

パンケ新得川、パンケ新得川に囲まれた天然広葉樹及びカラマツ等の針葉樹を主体とした森林であり、オオタカやハヤブサ等の希少な森林性の鳥類や動物の主要な生息場所となっている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

26(1) 名 称 大津鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

豊頃町大津市街地から西方約2km付近に位置する、なだらかな丘陵地である。植生は、トドマツ人工林を主体とし、沢沿いには、ミズナラ、カシワ、シラカンバ等の広葉樹が広がっており、キビタキ、アカゲラ、カラ類等の森林性の鳥獣が多数生息しており、昭和41年に道指定鳥獣保護区に指定している。

このように、当該地域は鳥獣の生息に良好な環境を有していることから、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

27(1) 名 称 茶路鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林である。

林相の変化に富む優れた天然林であり、ハシブトガラ、シジウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

28(1) 名 称 シュンクシタカラ鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

針広混交樹林からなる、多様かつ原始性の高い植生で構成され、エゾライチョウやエゾシカをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により鳥獣保護区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区から移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

29(1) 名 称 貴人鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

大部分がミズナラ、カンバ類、シナノキ等を中心とした広葉樹の森林地帯で、東西に緩傾斜の地形である。

林相の変化に富む優れた天然林であり、アカゲラ、ハシブトガラ、シジュウカラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和41年に鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

30(1) 名 称 長節鳥獣保護区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 鳥獣保護区の指定目的

トマツ、アカエゾマツ、ミズナラを含む発達した針広混交林からなる標高30mから40mまでの台地と淡水湖の長節湖であり、一部は湿地と草原である。また、野付風蓮道立自然公園区域に含まれている。

キツツキ類やカラ類、エゾリス等の森林性鳥獣とともに、カモ類やオオセグロカモメ等の水鳥類の生活環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、昭和61年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第431号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区に特別保護地区を指定した。

令和8年9月25日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名 称 第二シューパーロ鳥獣保護区第二シューパーロ特別保護地区

(2) 区 域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

JR石勝線新夕張駅から北東に約12kmに所在する大夕張ダムの北側のダム湖及び当該ダム湖東側の第二シューパーロ鳥獣保護区南部に位置する。

ミズナラ、カンバ類、シナノキの広葉樹を主体としてトマツの針葉樹が混交している針広混交林であり、全域が国有林野の標高200mから437mまでの山岳地である。また、富良野芦別道立自然公園区域にも含まれており、アカゲラ、シジュウカラ等の森林性の野鳥が多数生息している。

特に特別保護地区の区域は、ミズナラ、カンバ類、シナノキ群落を中心とした植生であり、このため、周辺を占める下部針広混交林よりも林内が明るく、クマゲラ、オオタカ等多くの鳥類の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため、特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

2(1) 名 称 余市鳥獣保護区余市特別保護地区

- (2) 区 域 次の図のとおり
(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

余市町役場から南西約10kmに位置し、トドマツ、カンバ、ミズナラ、イタヤカエデ、ハリギリ、シナノキ等の針広混交林で構成され、シジウカラやコガラ等のカラ類、ウグイス等の森林性の野生鳥獣が多数生息している。

特に特別保護地区の区域では、カンバ、ミズナラ、イタヤカエデ、ハリギリ、シナノキ等の植生のため、アカゲラ、キビタキ、キセキレイ等の多くの鳥類の生息環境として好適であり、野生鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

3(1) 名 称 登別鳥獣保護区登別特別保護地区

- (2) 区 域 次の図のとおり

- (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

橘湖を取り囲む広葉樹天然林と、一部トドマツ人工林で構成され、全域が支笏洞爺国立公園第1種特別地域に含まれる。

エゾライチョウやクマガエラをはじめ多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁より鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了にあたり、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

4(1) 名 称 美利河鳥獣保護区美利河特別保護地区

- (2) 区 域 次の図のとおり

- (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

JR函館本線長万部駅から西北西約10km、美利河鳥獣保護区の中央部に位置し、トドマツを主体として、ブナ、ダケカンバ等からなる天然性の針広混交林であり、ほぼ全域が国有林野である。

エゾライチョウ、ヤマゲラ等の森林性の鳥獣の生息環境として好適であるほか、キセキレイ、ミソサザイ及びオオルリといった溪流沿いに生息する鳥類にも好適な環境を形成しており、野生鳥獣の保護を図るため、昭和61年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定している。

当該区域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

5(1) 名 称 大雪原生林鳥獣保護区大雪原生林特別保護地区

- (2) 区 域 次の図のとおり

- (3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

- (4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

石北峠の西北西約4.5kmで大雪湖に注ぐ石狩川水系ベンケチャロマップ川が流下する標高約800mから1100mまでの区域であり、全域が大雪山国立公園に含まれる。

エゾマツ、アカエゾマツ、トドマツ等の大径木の針葉樹を主として、カンバ、ハンノキ等の混交した森林地帯で自然環境は良好で、エゾライチョウ、クマガエラ等の森林性鳥獣の生息に適しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定

されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 6(1) 名 称 西風連鳥獣保護区西風連特別保護地区
(2) 区 域 次の図のとおり
(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

トーフトナイ沢の上流部で幌加内町行政区域界との境界線に接した森林で、林相はシナノキ、ダケカンバ、ミズナラ、ハリギリ、トドマツの中径木を主体とする針広混交林である。

特に特別保護地区の区域は、朱鞠内道立自然公園に隣接していることや、緩斜地で溪流も多いほか、シナノキ、ダケカンバ、ミズナラ群落を中心とした植生であり、このため、周辺を占める下部針広混交林よりも林内が明るく、カッコウ、ツツドリ、アカゲラ及びキビタキ等の森林性の鳥獣の生育に適しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 7(1) 名 称 中川鳥獣保護区中川特別保護地区
(2) 区 域 次の図のとおり
(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

音威子府村行政区域界との境界線に接し、オカホナイ沢に沿った地域で、シナノ

キ、ダケカンバ、ヤチダモ、トドマツが主の針広混交林で、エゾライチョウ及びクマガラ等の森林性鳥獣の生息環境に適した地域である。

特に特別保護地区の区域は、溪流が多く入り組み、複雑な地形をなしており、キセキレイやミソサザイといった溪流沿いに生息する鳥類にも好適な環境を形成しているため、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き当該地域に生息する鳥獣及びその生息環境を保全する必要があると判断されるため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 8(1) 名 称 大津鳥獣保護区大津特別保護地区
(2) 区 域 次の図のとおり
(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

豊頃町大津市街地から西方約2km付近に位置する、なだらかな丘陵地である。

植生は、トドマツ人工林を主体とし、沢沿いには、ミズナラ、カシワ、シラカンバ等の広葉樹が広がっている。

このような森林環境を反映し、キビタキ、アカゲラ、カラ類等の森林性の鳥獣が多数生息している。

また、当該地域は、十勝川河口の湿地帯に隣接していることや、海岸に近いこともあり、タンチョウやハヤブサ等の希少な鳥類も確認されており、昭和41年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区に指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

- 9(1) 名 称 シュンクシタカラ鳥獣保護区シュンクシタカラ特別保護地区
(2) 区 域 次の図のとおり
(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和28年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 道指定鳥獣保護区の指定区分
森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

シエンクシタカラ湖はエゾライチョウ及びクマガエサ等が生息する森林に囲まれ鳥獣の水場として重要で、オシドリやマガモ等の水鳥の飛来も多く、周囲には多様かつ原始性の高い針広混交樹林があり、当初林野庁により鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和61年に国設鳥獣保護区及び特別保護地区から移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

ウ 管理方針

次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第432号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和8年9月25日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 名称 幌沼特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

2(1) 名称 丹羽沼・鶴田沼特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

3(1) 名称 古山ため池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

4(1) 名称 千歳市蘭越特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

5(1) 名称 京極ふきだし公園周辺特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

6(1) 名称 久根別特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

7(1) 名称 八雲特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

8(1) 名称 メグマ沼特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 存続期間 令和8年10月1日から令和18年9月30日まで（10年間）

(4) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課及び所在地を所管する総合振興局又は振興局の保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年9月10日、大雪土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年9月25日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の11第1項の規定により、令和8年9月11日、てしおがわ土地改良区の連携管理保全計画を認可した。

令和8年9月25日

北海道知事 鈴木直道

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第122号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和8年9月25日

北海道渡島総合振興局長 本 田 晃

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

入札番号1 乗用自動車の賃貸借（函館建設管理部建設行政室建設行政課）一式
（1月当たりの単価） 1台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和9年3月15日から令和14年3月5日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ならない。

ア 申請の時期 令和8年9月25日（金）から同年10月20日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 令和8年11月6日（金）午後2時（送付による場合は、同月5日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道渡島総合振興局のホームページ（<https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/category/d003/c007/>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所 在 地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 (3) 電 話 番 号 0138-47-9609 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Car 1 set B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., November 6, 2026 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., November 5, 2026) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Hakodate Department of Public Works Management, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan Phone : 0138-47-9609	7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第571号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和8年9月25日 北海道警察本部長 友 井 昌 宏 1 落札に係る物品等の名称及び数量 警察本部庁舎セキュリティゲート機器の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2 落札を決定した日 令和8年9月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社札幌北洋リース (2) 住 所 札幌市中央区大通西3丁目11番地 4 落札金額 260,920円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和8年7月28日付け北海道警察本部告示第456号	